

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:こども未来部こども相談課 No.001

処 分 名	徴収金の減免
処 分 の 概 要	福祉事務所長は、扶養義務者等（徴収金を負担すべき者）が、助産又は母子保護に要した徴収金を支払う場合、その者の経済状況等から、徴収金を減額又は免除することができます。
根拠条例等・条項	児童福祉法施行細則（平成 17 年規則第 138 号）第 30 条第 1 項
審 査 基 準	◎以下のいずれかの要件に該当したときに、（扶養義務者が負担すべき助産又は母子保護に要した）徴収金の減額、又は免除をします。 (1) 災害（震災、風水害、火災など）により著しく損害を受けたとき。 (2) 収入が著しく減少したとき。 (3) 前 2 号に掲げるもののほか福祉事務所長が必要と認めたとき。 ※参考：福祉事務所長が必要と認めたときとは、 ・扶養義務者が生活保護費受給者の場合 ※前 2 号 第 29 条 2 福祉事務所長は、徴収金の額を決定し、又は変更したときは、その旨を扶養義務者等に通知するものとする。
標準処理期間	5 日
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 31 年 2 月 14 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁舎 3 階こども相談課窓口への提出 又は 郵送
備 考	
	■児童福祉法施行細則 第 29 条 2 福祉事務所長は、徴収金の額を決定し、又は変更したときは、その旨を扶養義務者等に通知するものとする。 （徴収額等の免除） 第 30 条 福祉事務所長は、徴収額又は徴収金を負担すべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該徴収額等を減額し、又は免除することができる。 (1) 災害により著しく損害を受けたとき。 (2) 収入が著しく減少したとき。 (3) 前 2 号に掲げるもののほか福祉事務所長が必要と認めたとき。